

庄原市奨学金制度
募集要項
【令和4年度】

庄原市教育委員会

庄原市奨学金（貸付）の申請について

1. 奨学金の目的

学習に意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒・学生に対して、学資（以下「奨学金」という。）の貸付を行い、有望な人材の育成の途を開くことを目的としています。

2. 対象学校等

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、大学、短期大学、特別支援学校高等部、専修学校（高等課程・専門課程）、各種学校、その他法律に基づく技能を修得するための養成施設等

3. 奨学金の申請受付について

令和4年2月16日（水） から 令和4年4月15日（金） まで **【必着】**

4. 申請に必要な書類

①庄原市奨学金貸付申請書

②父母等の直近の市・県民税課税台帳記載事項証明書（令和2年分）

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの所得が対象（※）

③父母等の住民票（謄本）の写し（※）

④入学を証明する書類又は在学証明書（令和4年4月1日以降に発行された原本）

⑤誓約書

⑥誓約書記載の連帯保証人2名に係る印鑑証明書・市税の納税証明書（※）

⑦その他、教育委員会が必要と認める書類

（作文400字程度、認定所得金額計算書、自宅外通学の場合は賃貸契約書等の写し）

※②③⑥は、申請期間内に発行されたもの

5. 奨学金の申請方法について

申請書類の取得：①教育総務課及び各支所教育室での取得

②庄原市ホームページからダウンロード

申請の手続き：庄原市教育委員会教育総務課及び各支所教育室へ申請書を提出

6. 奨学金の貸付決定について

申請書の受付期間終了後、庄原市奨学金貸付審査会で貸付の可否が審査され、適当と認められたときは決定通知書により、不適当と認められたときは不決定通知書により、令和4年4月末日までに申請者に通知します。

なお、申請者多数により予算が不足する場合、全ての資格要件を満たしていても貸付ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

庄原市奨学金（貸付）の概要

項 目	内 容			
資格要件	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>① 父母又は父母がいない場合にあつては、これに代わって家計を支えている者（以下「父母等」という。）が1年以上、庄原市内に住所を有すること。</p> <p>② 高等学校等に在学していること。（4月1日時点）</p> <p>③ 学習に意欲を持つと認められること。</p> <p>④ 経済的理由により修学が困難であると認められること。</p> <p>⑤ 国、地方公共団体その他これに類する団体が行っている奨学金を受けていないこと。</p> <p>⑥ 父母等が、市税（※）を完納していること。</p>			
貸付月額	区 分		自宅通学	自宅外通学
	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程	国公立	18,000 円	23,000 円
		私 立	20,000 円	25,000 円
	大学	国公立	30,000 円	35,000 円
		私 立	41,000 円	48,000 円
	短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	30,000 円	35,000 円
		私 立	40,000 円	45,000 円
	高等専門学校（高等・専門課程） 及び各種学校等	国公立	20,000 円	25,000 円
私 立		30,000 円	35,000 円	
貸付利率	無利子			
貸付期間	正規の修業期間			
貸付方法	毎月1カ月分ずつを当該月に奨学生名義の預貯金口座への振込（4月分の振込は5月分と併せて行います。）			
奨学金の返還	卒業した月の翌月から起算して6カ月を経過した後、10年以内に、月賦（年12回）、半年賦（年2回）、年賦（年1回）による返還			
返還免除制度	奨学金の返還義務が生じたときから返還完了までの期間において、継続して3年以上庄原市内に居住し、引き続き市内に居住するときは、引き続き市内に居住する期間に納期が到来する返還額について、免除を受けることができます。			

（※）市税・・・主に住民税（市民税）・国民健康保険税・固定資産税・軽自動車税をいいます。

庄原市奨学金（貸付）制度の資格要件④について

庄原市奨学金（貸付）制度の資格要件④「経済的理由により修学が困難であると認められること」について、父母等の合計所得金額から、下記【表1】に掲げる控除額を控除した額が、【表2】に掲げる基準所得金額以下の世帯に属するものを対象とします。下記を参照の上、別紙 認定所得計算書を作成してください。

【表1】 控除対象項目一覧表

区 分		控 除 額				
世帯を 対象と する 控 除	(1) 母子・父子世帯	49 万円				
	(2) 就学者（児童・生徒・ 学生1人につき）	小 学 校	8 万円			
		中 学 校	16 万円			
		高 等 学 校		自宅通学	自宅外通学	
			国公立	28 万円	47 万円	
		私 立	41 万円	60 万円		
		高等専門学校	国公立	36 万円	55 万円	
			私 立	60 万円	80 万円	
		大 学	国公立	59 万円	102 万円	
			私 立	101 万円	144 万円	
		専 修 学 校	高等 課程	国公立	17 万円	27 万円
	私 立			37 万円	46 万円	
	専 門 課 程	専 門 課 程	国公立	22 万円	62 万円	
私 立			72 万円	112 万円		
<u>(3) 障害者1人につき</u>	<u>86 万円</u>					
<u>(4) 長期療養者のいる世帯</u>	<u>療養のために経済的に特別な支出をしている年間金額</u>					
<u>(5) 主たる生計支持者が 別居している場合</u>	<u>別居のために特別に支出している年間金額</u> <u>71 万円を限度</u>					
(6) 主たる生計支持者及び (2)並びに(3)以外の者 (1人につき)	21 万円					
本人を 対象と する 控 除	高等学校・高等専門学校及び 専修学校（高等課程）に進学 する場合	28 万円				
	大学・専修学校（専門課程） 及び各種学校に進学する場合	59 万円				

※ 下線 の項目は、控除を受けるための証明書類を添付する必要があります。

【表2】 基準所得金額の算定方法について

基準所得金額の算出方法	(父母等の所得金額の合計) - (控除額合計) = (認定所得金額)
基 準 所 得 金 額	321 万円

貸付期間中の各種手続き

① 奨学生の現認について

在学中の奨学生が、次年度以降も継続して奨学金を受けようとするときは、年度ごとに在学証明書を4月30日までに提出していただきます。

在学証明書により当該年度の奨学生資格を確認し、貸付の継続決定を行います。

② 貸付期間の変更

「奨学金貸付決定通知書」には貸付期間が記載されますが、これは申請時の貸付希望期間です。申請者の都合により貸付期間を変更される場合は、教育委員会までご連絡ください。

③ 貸付中の異動

奨学金の貸付中に次の異動があった場合は、直ちに所定の手続きを行ってください。各種届書は教育委員会（教育総務課・各支所教育室）にあります。

- ・ 学校等を休学または退学したとき。【休学（退学）届】
- ・ 学校等に復学したとき。【復学届】
- ・ 学校等を転学又は転校したとき。【転学届】
- ・ 学校等を卒業したとき。【卒業届】
- ・ 奨学金を必要としなくなったとき。【辞退届】
- ・ 奨学生が住所または氏名を変更したとき。【転居（改氏名）届】
- ・ 連帯保証人が住所または氏名を変更したとき。【連帯保証人変更届】
- ・ 連帯保証人を変更するとき。【連帯保証人変更届】
- ・ 奨学生が死亡したとき。【死亡届】

④ 奨学金の休止と再開

学校を休学した場合は、奨学金の貸付は一旦中止されます。

なお、復学した場合は所定の手続きを経て貸付を再開することができます。

⑤ 進学と奨学金

高等学校等で奨学金を受けていた人が他の学校等に進学し、引き続き奨学金の利用を希望する場合は、あらためて奨学金の申請をすることとなります。

また、他の学校等に進学した場合の奨学金の返還は、「奨学金返還猶予申請書」を提出することにより、返還開始時期を延期することができます。

返還中の各種手続き

① 奨学金（貸付）の返還手続

奨学金の貸付終了後に庄原市教育委員会より「借用証書」、「奨学金口座振替依頼書」及び奨学金の返還に関する「庄原市奨学金 返還のてびき」を送付しますので必ずお読みください。

② 返還中の異動

奨学金の返還中に次の異動があった場合は、直ちに所定の手続きを行ってください。各種届書は、教育委員会（教育総務課・各支所教育室）にあります。

- ・ 学校等を休学または退学したとき。【休学（退学）届】
- ・ 学校等を転学又は転校したとき。【転学届】
- ・ 学校等を卒業したとき。【卒業届】
- ・ 奨学生が住所または氏名を変更したとき。【転居（改氏名）届】
- ・ 連帯保証人が住所または氏名を変更したとき。【連帯保証人変更届】
- ・ 連帯保証人を変更するとき。【連帯保証人変更届】
- ・ 奨学生が死亡したとき。【死亡届】

③ 返還猶予

奨学生であった人が、他の学校への進学、災害や疾病等による家計状況の悪化等によって奨学金の返還が困難になった場合は、「奨学金返還猶予申請書」を提出し、教育委員会の承認により、奨学金の返還を一定期間延期することができます。

④ 返還免除

奨学生であった人が死亡したり、心身に重大な障害を受けて奨学金の返還が困難になった場合は、「奨学金返還免除申請書」を提出し、教育委員会の承認により、返還すべき奨学金の一部又は全額の免除を受けることができます。

また、庄原市奨学金貸付制度については、奨学金の返還義務が生じたときから返還完了までの期間において、継続して3年以上市内に居住し、引き続き市内に居住するときは、教育委員会の承認により、申請日以降で市内に居住する期間に納期が到来する返還金について、免除を受けることができます。

⑤ 返還金の滞納

奨学金の返還は、奨学生自身が責任をもって行うものです。

返還期日を過ぎても奨学金の返還がされない場合は、滞納額に対して年 10 パーセントの割合で延滞金が課せられます。

また、滞納が継続すると、奨学金の返還残額を一括返還しなければならなくなり、連帯保証人に対して返還を請求する場合がありますので、自覚を持って返還に努めてください。

- ◆ ご不明な点がありましたら、次のところへ
お問い合わせください。



*** 庄原市奨学金に関する問い合わせ先 ***

- ◎ 庄原市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係
〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号
電話：(0824) - 73 - 1182
- ◎ 西城教育室 教育係
〒729-5792 庄原市西城町大佐737番地3
電話：(0824) - 82 - 2121
- ◎ 東城教育室 教育係
〒729-5121 庄原市東城町川東1175番地
電話：(08477) - 2 - 5111
- ◎ 口和教育室 教育係
〒728-0502 庄原市口和町向泉942番地
電話：(0824) - 87 - 2111
- ◎ 高野教育室 教育係
〒727-0402 庄原市高野町新市1171番地1
電話：(0824) - 86 - 2111
- ◎ 比和教育室 教育係
〒727-0301 庄原市比和町比和1119番地1
電話：(0824) - 85 - 2111
- ◎ 総領教育室 教育係
〒729-3703 庄原市総領町下領家280番地1
電話：(0824) - 88 - 3060